2025.4.15開催「「実験動物と畜産動物の保護・ウェルフェアのためにすべきことを考える院内集会」 関係省庁との質疑応答の内容と3団体の見解

※口頭での回答については、文章に編集したものを掲載

		次口頭での凹合にフィーには、又草に細来したものを打				
	省庁·部署名	質問	回答	3団体の見解		
実験動物関係	環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室	環境省が2023~2024年にかけて実施した実験動物取扱いの実態に関する調査は、日本初の動物実験施設に関する基礎調査でしたが、すべての動物実験を行う施設が回答しているとは、とても思えない回答件数でした。環境省として実験動物を扱うすべての施設に指導を行き渡らせることができているとお考えですか。	実験動物の取扱いの実態に関する調査につきましては、調査の際に、動物実験等 関連する関係省庁や地方自治体、または動物実験に関係するような団体の方々に ご協力いただきつつ、広く調査の実施ということで候補とさせていただきました。実 験動物施設の実態総数については、把握はしていないところですが、今後、このよ うな形で引き続き、色々な団体、関係省庁と協力しつつ基準等の推進に努めてま いりたいと考えております。	「実験動物施設の実態総数については、把握はしていない」とのことで、これでは 網羅的な実態調査や周知徹底はできない。そればかりか、私どもが指摘し続けて いるように、問題ある実験動物の飼養管理があっても指導もできない。よって、私 どもが動物愛護法の改正において求めている、動物実験施設や実験動物の生 産・販売業といった実験動物を扱う者すべてを動物取扱業の対象にして、都道府 県等への登録を義務付けることが不可欠である。		
	厚生労働省 医薬食品局 審査管理課	45か国が何らかの形で化粧品の動物実験を法的に禁止していることから、日本でも法的禁止は実現可能と考えますが、厚生労働省はどのように考えますか? 可能ではないとお考えなら、その理由も教えてください。	化粧品については、基本的に都道府県へ届け出されるということになっておりまして、その際は動物試験に関してのデータ提出は求めていないところでございます。 医薬部外品となる、いわゆる薬用化粧品の承認申請におきましては、新有効成分 または新添加物を含有しない場合、基本的には動物試験のデータ提出をこちらは 求めておりません。また、新有効成分等を含有する場合であっても、OECDテスト ガイドラインとして採択されました代替法の試験結果があれば、動物試験のデータ 提出を求めていないところでございます。他方で、できる限り動物試験代替法の範 囲を拡大すべく、厚生労働省としましては、JaCVAM(日本動物実験代替法評価 センター)における民間の研究機関、大学等の開発した代替法評価活動支援、代 替法活用に関する留意点をまとめたガイダンス整備、ガイダンス周知による代替法 の利用促進をしておりますが、この取り組みを引き続き推進してまいりたいと考え ております。	国が動物試験のデータの提出を求めていないくとも、化粧品の動物実験が禁止されていない現状では、企業や研究機関は、安易に動物実験を実施できてしまう。また、化粧品基準別表の改正を申請するメーカーには動物実験が求められているが、そのことに触れていない。諸外国の禁止状況や動物実験への反対世論の高まり、代替法の発展などを鑑みると、日本も法的禁止をすべきである。厚生労働省には、まず速やかに新有効成分または新添加物を含有する薬用化粧品に関しても動物試験のデータ提出の義務付けをなくし、代替法のデータのみを受け付けるガイドラインの改定を行っていただきたい。そして、申請段階に限らず、化粧品(薬用化粧品含む)の動物実験が国内で実施されることのないよう、さらに、新たに動物実験が行われた化粧品(薬用化粧品含む)が国内で流通されないよう、動物実験の実施と動物実験された化粧品の販売禁止という私どもの要望にご賛同いただき、実現に向けて取り組んでいただきたい。		
	厚生労働省 医薬食品局 審査管理課	化粧品・医薬部外品に関する申請のうち、動物実験のデータの提出を伴っているものの件数を最新年度について教えてください。医薬部外品に関しては、いわゆる薬用化粧品に該当するもの(殺虫剤などの防除用医薬部外品や医薬品に相当する指定医薬部外品を除いたもの)のみの数字も教えてください。	化粧品につきましては、基本的に都道府県に届出されることとなっておりまして、その際は動物試験のデータ提出を求めていないところでございます。いわゆる薬用化粧品、医薬部外品につきましては、令和6年度に承認されたもののうち、動物試験を実施しているものはごくわずか数件という状況でございます。	化粧品については、都道府県への届出の際には動物試験のデータ提出は求められないが、国に化粧品基準別表の改正を要請する際は、動物を用いた毒性試験のデータが求められる。今回の回答にその件数がなかったということは、化粧品基準の改正要請はもう完全になくなったと理解してよいのか。また、医薬部外品については、「わずか数件」とのことだが、なぜ具体的な件数を回答いただけないのが疑問である。いずれにしても、化粧品の新規開発のための動物実験は実態としても数を減らしていると見られ、法的禁止は可能な状況と考える。		
	文部科学省 研究振興局 ライフサイエンス課	これまで国内の大学でも、安楽死したはずのラットが死体保管用の冷凍庫の中で生きていた、学生に世話させていた猫を致死実験に使うことを学生に教えずに強行しようとした。炎天下の屋外の小屋で飼育していた実験用ヤギが削痩状態だった等、実験動物の取扱いについて不適切と考えられる事例が様々ありました。今後も問題事例は起きるはずですが、そのようなときにどこが指導するべきだと考えますか。自主管理体制下では、表向き虚偽を回答して隠蔽しようと思えばできてしまいますし、本当に改善されたのかどうか外部からは確かめようがありません。動物の健康・安全や適正な取扱いについて定める動物愛護法で何らかの指導の枠組みをつくるべきではないでしょうか。	動物実験の必要性や手段の適切性を判断するには、最先端の高度な専門的知見を持つ者が、個々の研究内容に応じたきめ細かな対応が必要となりますことから、各研究機関における機関管理を通じて、動物実験の適正化を図ることが適切であると考えております。ただ、このような不適切な事例が発生した場合にはまず、当事者である大学研究機関が専門的知見に基づいて自ら不適切な事例の発生原因を究明した上で、再発防止策を講じております。そして、こうした機関管理の取り組みが適切に機能しているかどうかというところを第三者が検証して、改善が必要な場合は改善を求めるというところで外部検証の制度が導入されているところでございます。文部科学省としましては、動物実験は機関管理とそれを担保する外部検証の質的向上を通じて、3Rの理念がきちんと尊重され、実験動物が適正に取り扱われるように努めてまいりたいと考えております。	当事者である研究機関による対処と第三者外検証制度で対応しているとの説明だが、これらの制度が導入されていても、不適切事例が様々発生している。第三者といっても研究関係者で構成されており、身内も同然である。また、第三者認証は個別の実験の問題など認証後に起きた問題には踏み込まない。学生や職員等の関係者や一般市民からの通報・相談を外部検証機関が受け付けてくれるわけでもない。 実験動物も動物愛護法の対象であり、不適切事例に関しては、行政機関が立入りし、指導できる仕組みが必須である。それが可能になる動物愛護法の改正を実現するため、関係省庁が連携して取り組んでいただきたい。		
	文部科学省 初等中等教育局 教育課程課	生きたマウスやラットの解剖実習を実施している中学校や 高校が結構あります。大学であれば、愛護動物を動物実験 に用いる場合、動物実験計画書を作成し、動物実験委員 会の承認を得なければならない自主ルールが機関ごとに 定められているのに、生徒への心理的影響などの問題もあ り、より倫理的配慮が求められるはずの中高では教員の独 断で実施できます。現在の動物実験基本指針では、動物 の科学的な利用を代替させたり、厳しく制限したりするに は不十分と考えますが、改善するお考えはありますか。	(中略)動物の愛護及び管理に関する法律(いわゆる動物愛護管理法)など、関連 法令に従い適切に行う必要がある。」と明示しております。文部科学省としまして	小学校、高等学校やサイエンス塾のような民間企業における解剖実習など動物を用いた実験は、野放し状態である。大学とは異なり、教員の裁量で実施され、実験動物の扱いに慣れた者はおらず、不適切な取り扱いをされたり、当然ながら獣医師もいないため、麻酔薬・鎮痛薬は使えず、苦痛の大きい殺し方をされたりする。現状では、そういった問題が発覚した場合に対処する機関もない。動物愛護法等の法令を遵守することは国民の責務であり、遵守させるための手段として、まずは動物実験基本指針の適用対象機関を学校やサイエンス塾などを含む、動物を用いた実験を行うすべての機関に拡大することが必要と考える。さらに、子どもたちに生き物の命を奪わせるような体験をさせることは、心理的な影響の問題もあることから、欧州諸国等のように大学以下の教育機関での解剖などの動物実験は禁止すべきである。		

	省庁・部署名	質問	回答	3団体の見解
畜産動物関係	環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室	動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の(8)に規定されている「②講ずべき施策 ア令和元年改正法において、地方公共団体の畜産部局及び公衆衛生部局との連携強化が盛り込まれたことから、関係省庁と連携して、効果的な連携強化の在り方について検討を行うこと。 イ関係省庁の協力を得ながら、法及び産業動物の飼養保	まず1点目につきましては、環境省としては関係省庁と、例えば具体的には農林水産省や厚生労働省と意見交換を定期的に行っているところです。また令和5年に先ほど農林水産省からも説明があった飼養管理指針を策定をされた際には、公衆衛生局などに環境省からの周知の協力等して、対応させていただいております。このように関係省庁等々と連携しつつ、地方自治体とも協力等についても連携して対応していきたいと考えているところでございます。 2点目につきまして、環境省の基準の推進というところでございますけども、これに	農林水産省はアニマルウェルフェアを進める根拠が動物愛護法であることを認めている。にも拘わらず、環境省は受け身であくまで多少に協力する程度とする姿勢はいかがなものか。リーダーシップを発揮し、アニマルウェルフェアを主導していただきたい。また、屠殺については飼養管理指針がないにも拘わらず、その不備を補わずに居続けている。基準の推進を行っていないも同然である。
	農林水産省 畜産局 畜産振興課	分についてのアニマルウェルフェアに関する飼養管理指針 が抜け落ちてしまっていますが、他の飼養管理指針に続い	処理施設や食鳥処理施設の再編、それから施設整備といったものについて支援を 講じさせていただいているところでございます。なお、動物の殺処分につきまして	再編などを考えていない施設に対しては補助がなく、つまり様々な理由でアニマルウェルフェアに配慮したいと考えても、他社との再編という高いハードルを超えなければ要望は叶えられない。 殺処分の指針を管轄している関係省庁というのは環境省のことであるが、知識や経験、畜産動物のアニマルウェルフェアを高めようという意思も薄弱である。そのような環境省の動きを待っていては、農水省が求める畜産振興、または国内の食品企業のビジネスにはリスクであることを再認識していただきたい。責任の押し付け合いをしている間に、動物はひどく苦しみ続け、日本は世界に取り残され、そして生産者も長期的には不利益を被ることになる。
	農林水産省 畜産局 畜産振興課	ます。しかし、7.1章陸生動物衛生規約第7.1章アニマルウェルフェアの勧告に係る序論の第7.14条には達成すべき明確な目標または閾値を定義する必要があるとされており、農水省は数値目標や閾値を定義する義務を負ってい	国際基準として定められているWOAHコードにについては、WOAH加盟国への勧告、推奨といった位置づけになってございまして、加盟国各国が国内数値を規定する際に参照するものというような位置づけでございます。そのため、その遵守自体は義務付けてはいないという状況でございます。ただ、我々はこの点を踏まえまして、農林水産省として、WOAHコードに沿って、例えば去勢の実施時期や方法に関するもの、また、科学的な知見や専門家の意見、我が国の気候風土や価値観、特性等も踏まえた形で、例えば幼牛の除角の実施時期、それらについては我々の作った指針の中でも記載をさせていただいているところでございます。また、指針の公表と併せまして、家畜の飼養管理等に関する技術的な指針に関するQ&Aというものを一緒に公表させていただいていますが、こちらの中では、畜舎の飼養空間であったり、輸送時の温度等につきまして、記載させていただいているところでございます。	確かにQ&Aには古い論文を中心に飼育密度等に関する論文も紹介されているが、関値はどれを指しているのかわからない。「OIEコードにおけるアニマルウェルフェアの国際基準では、具体的な面積の目安は示されていません。」などと書かれており、この解釈が誤りである。「目安は示されておらず、各国が決定することとされている。」とすべきところだ。またQ&Aで論文などを紹介していても、結局チェックリストには飼養空間などについて数値がない。これにより、Q&Aの参考値はほとんど意味をなさないものになっている。
	厚生労働省 健康·生活衛生局 食品監視安全課	破裂・内容物漏出などによる細菌汚染の可能性も減少するなどの研究結果もあります。日本の鶏肉はカンピロバクターやサルモネラ菌検出が高く、国民の健康や安全をおびやかしており、そのような中で、衛生面はより改善されるべ	厚生労働省は、食の安全を一番に重きにおいた法律、食鳥処理法というものを設けてまして、その中で、設備基準とか衛生管理基準というものを定めているところでございます。ガススタニングにつきましては、一部の食鳥処理でやっていることは承知していますけども、現時点において基準というものを定めているものではございません。また、食鳥処理場に関しては、一羽一羽獣医師が必ず検査をするという形になって、鶏が食品として流通していくという形になっております。現時点ではそういう対応が難しいですが、アニマルウェルフェアという観点であれば、他省庁と連携しながらやっていく形になるかと思っております。	食の安全の意味からも適切な工程を指導すべきであり、その一つにアニマルウェルフェアがある。衛生の意味をもう一度考え直し、実際に日本の鶏肉が多くの細菌に汚染されている事実があるのだから、改善していただきたい。現状維持自体がリスクだと訴えていることが伝わらず、残念だ。
	厚生労働省 健康·生活衛生局 食品監視安全課	食鳥処理場にアニマルウェルフェアが高い空気制御式スタニングシステムを導入したことで、精神的及び身体的負担が大幅に減り離職率が減少するなどの効果がみられます。 食鳥処理場における労働改善や人村確保のためにアニマルウェルフェアは必要なものですが、空気制御式スタニングシステムを厚生労働省が進める余地はあるでしょうか。	食鳥処理場における離職率と空気制御式スタニングシステム導入の有無の関連性については承知しておりません。また、食鳥処理場の構造・設備基準は、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき定められているところ、同法の目的が「食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずるともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ること」であることを踏まえれば、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生の防止を目的としない構造・設備基準を追加的に課すことは難しいと考えます。 (食鳥処理場の構造・設備基準)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成二年厚生省令第四十号)別表第一 https://laws.e-gov.go.jp/law/402M50000100040/#Mpat 1	他国ではアニマルウェルフェアとともに衛生管理目的でスタニング工程を加えている。屠殺の工程でスタニングは必須の工程であるにも関わらず明記されていないからと追加できないというのであれば、食鳥処理法での立法不備であると考えらる。法改正を含め、検討してほしい。